江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する 条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例(平成26年条例第66号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号の規則で定める区域等)

- 第2条 条例第2条第1号の規則で定める区域は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 熊本市動植物園区域(熊本市動植物園条例(平成3年条例第20号)第1条に 規定する熊本市動植物園の区域及びその周辺の区域のうち、市長が定める区域を いう。)
 - (2) 熊本洋学校教師ジェーンズ邸区域(熊本市記念館条例(平成5年条例第46号) 第2条に規定する熊本洋学校教師ジェーンズ邸の敷地の区域及びその周辺の区 域のうち、市長が定める区域をいう。)
 - (3) 庄口地区運動施設区域(熊本市都市公園条例(昭和52年条例第32号)別表第5に規定する庄口地区運動施設の区域及びその周辺の区域のうち、市長が定める区域をいう。)
- 2 市長は、前項各号の規定により区域を定めたときはこれを告示するものとする。 (条例第2条第2号イの規則で定める区域)
- 第3条 条例第2条第2号イの規則で定める区域は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 加勢川のうち、熊本市中央区水前寺公園市道水前寺公園第7号線宮園橋上流端 から熊本市東区画図町大字下無田一般県道画図秋津線大六橋下流端までの区域 (本市の区域に限り、条例第2条第1号に規定する水前寺江津湖公園の区域を除 く。)
 - (2) 木山川のうち、熊本市東区秋津町秋田熊本市東部浄化センター排水樋門上流端 と熊本県上益城郡嘉島町大字下六嘉三郎無田樋門上流端を結んだ線から加勢川 合流点までの区域(本市の区域に限る。)

(江津湖地域の在来種を圧迫し、その生態系に影響を与えるおそれがあると認められる外来生物)

第4条 条例第2条第4号イの規則で定める外来生物は、カムルチー、ジルティラピア及びナイルティラピアとする。

(指定外来魚)

第5条 条例第2条第5号の規則で定める魚類は、オオクチバス、ブルーギル、カダヤシ、カムルチー、ジルティラピア及びナイルティラピアとする。

(条例第8条第1項の規則で定める区域)

第6条 条例第8条第1項の規則で定める区域は、条例第2条第1号に規定する水前 寺江津湖公園の区域とする。

(指定外来魚の捕獲のための釣りの方法)

第7条 条例第8条第1項の規則で定める方法は、さお釣りとする。

(捕獲した指定外来魚の取扱方法)

第8条 条例第8条第2項第2号の規則で定める方法は、市が指定する回収箱又は回収額ではついます。 収いけずの投入する方法とする。

(遵守事項)

- 第9条 条例第8条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 他の公園利用者等に危険を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
 - (2) 指定外来魚の捕獲を目的とした釣りにより発生する釣り糸等のごみを捨てないこと。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。